

# 第10回会合における構成員からの主なご意見

---

2020年12月21日

事務局

## 今後の具体的な制度設計や、その後の実運用に向けた期待や留意点等に関するご意見

- 「最終とりまとめ（案）」において、新たな裁判手続の創設に関し、被害者の迅速な救済を図りつつも、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密を適切に確保する観点から、①開示要件について、現行法の「明白性要件」を維持すること、②中間とりまとめの後の議論結果を踏まえ、新たな裁判手続としての非訟手続について、現行法上の開示請求権に「代えて」ではなく、現行法の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに創設すること、③発信者への意見照会の重要性に鑑み、現行の意見照会制度を維持した上で、不開示の場合、その理由も併せて聞くなど、これを充実した上で、開示可否の異議申立てへの対応も併せて、プロバイダは発信者の意向を十分尊重するよう配慮を行うこと、といった具体的な方針を示すことができた。【曾我部座長】
- 実体法上の請求権を存置しつつ、新たな非訟手続を導入することで裁判外での任意開示の基礎となるような実体法上の請求権が維持され、また、場合によっては訴訟手続によって開示請求権を争う可能性が保障されるので、よかったのではないかと考えている。【垣内構成員】
- 「最終とりまとめ（案）」の内容としては、事案によっては、簡易迅速に発信者特定まで可能にするるとともに、とりわけ争訟性が高い事案については訴訟の可能性を残し、発信者の利益保護については関係者が柔軟に対応していくという考え方となっており、私自身としては、被害者側の法益と発信者側の法益とを事案に応じた形で柔軟に調整する枠組みとして賛成できるものではないかと考えている。【垣内構成員】
- ただ、柔軟な対応が可能だということは、適切な処理・解決が図られるためには、関係者が実際にどのような取組・対応をしていくかということが非常に重要であることを意味するものであり、この点では特に3点ほど要望を申し上げておきたい。①プロバイダの役割が非常に重要であり、とりわけ発信者の利益を十分に考慮した対応を、意見照会あるいはその結果を適切に考慮するということによって図っていただきたい、②裁判所による適切な手続運営が非常に重要であり、最終的な裁判の場面での事案に応じた適切な理由の説示などについても裁判所が適切に対応されることを期待したい、③法改正等がされ、新たな手続が導入された後、実際の運用がどうなるかということが非常に重要であり、引き続き適切な運用がなされているかということについて注意を払い、場合によっては検証の場を設ける取組も期待したい。【垣内構成員】
- この研究会の目的が被害者の迅速な救済という観点から法改正も検討しようというところにあったと思う。その議論の中で新たな裁判手続についての議論が生まれたわけですが、匿名表現の自由にもかなり配慮しつつ、迅速化につながり得る手続の検討ができたのではないと思う。また、「最終とりまとめ（案）」では、「加えて」ということで、現行の制度・手続というのも使える形を志向しているわけですがけれども、そのような現在の手続も使えるという形になれば、事案に応じた手続選択というのもできることになり、被害者の救済という観点からは非常によい形になったと思う。【清水構成員】

**今後の具体的な制度設計や、その後の実運用に向けた期待や留意点等に関するご意見**

- 被害者の迅速な救済を図りつつ、保護すべき適法な匿名表現の自由など表現の自由そのものに対して後退があってはいけないという意識を強く持ちながらこの検討会に参加したが、「最終とりまとめ（案）」は、そのちょうどいいバランスの上に成り立っているのではないかと考えております。今後の課題としては3点挙げられる。1つ目は開示請求そのものの濫用防止については決定打がないということ。今後の実務の積み重ねが重要だとされている点、忘れずに取り組みたい。2つ目は、任意開示の促進ということがうたわれているが、やはりプロバイダは任意開示の考え方というのはこれからも迷いがたくさんあると思いますので、非訟手続を通じて明らかになった事例なども参考にしながら、必要な場合には適切にブレーキを踏むということも必要だと考えている。この実務の平準化というか、これも軌道にのることを願っている。3つ目は、最終とりまとめの内容が海外コンテンツプロバイダに適切に理解されるように、英語でレポートを出していただくようお願いしたい。【大谷構成員】
- 私から2点申し上げたい。1点目は、今後の柔軟な対応ができるということが非訟のメリットですので、この点、垣内構成員から御指摘ありました関係者の取組が重要となってくるという点、3点の御要望がありました。この点も含めて私も同意見である。2点目は、中間とりまとめの際、「中間とりまとめに関するお願い」と題する書面を出し、その中で、現在認められている匿名表現の自由と、通信の秘密の保障レベルを下げないようにすることという条件つきでお願いはさせていただいているところ、今後の制度設計においてはそういった前提で細かい手続などを詰めていく必要がある。【北澤構成員】
- 今回、構成員の意見を多方面から反映した最終とりまとめ（案）になっていると思う。また、今までのプロバイダ責任制限法の蓄積を踏まえた新しい取組はぜひ進めていただきたい。【上沼構成員】
- 2点述べたい。1点目は、コンテンツプロバイダの方々へのお願いとして、いわゆるなりすましや乗っ取りを防止するため、本人認証をできるだけ強化していただきたい。また、コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダを特定する負担が軽減されるよう、共有の場への参画や情報共有の促進をお願いしたい。2点目は、被害者として開示請求をする側の意識として、開示請求が権利の濫用、請求権の濫用にならないこと、そして表現の自由に極力配慮して萎縮効果が起きないようにすることをお願いしたい。【北条構成員】
- 2点、申し上げます。①新しい手続であっても、当事者はプロバイダになるが、情報開示された場合に不利益を受けるのは発信者という構造のため、発信者への権利利益への十分な配慮が必要になることを忘れないようにしていただきたい。適切な運用が行われなない場合には表現行為の萎縮という問題が生じ得るのであって、今後の制度設計と運用に当たっても発信者の権利利益への十分な配慮をお願いしたい。②手続が濫用され、または開示された情報が悪用されることへの対策については、今後とも議論を継続していただきたい。【栗田構成員】

## 今後の具体的な制度設計や、その後の実運用に向けた期待や留意点等に関するご意見

- 本研究会が示した提言は、現行法よりも開示対象を拡大すること、それに加えて、ログを保全し、救済までの時間を短縮するために新たな非訟手続を創設するという、比較的大きな制度変更を伴うものになっている。現行制度の問題点を踏まえ、円滑な被害者救済を実現するために、一体、今、何が求められるのかという観点から、民事手続法に関する専門的知見を持つ構成員を中心に非常によく考え抜かれたものになっておりまして、本研究会の目的は十分に達成されたと考えている。同時に、通信の秘密や表現の自由といった基本的な価値についても、それを損なうことがないように慎重かつ十分な配慮がなされている点も極めて重要な点で、全体としてバランスのよい制度設計になっていると思う。また、本研究会の提案は、発信者情報開示の訴訟実務、当事者であるプロバイダの実務に明るい構成員による非常に丁寧な議論、言わば共同作業によってつくり上げられた案で、現実に即した有益な提言となっていると思う。【鎮目座長代理】
- 本研究会では、被害者保護と表現の自由とのぎりぎりのバランスを確保すべく真剣な議論が行われ、現時点で可能なベストな御提案ができたと思う。ただ、今回の「最終とりまとめ（案）」はあくまでも新たな制度のスケッチを描いたにすぎず、これから具体化をし、さらに裁判所における運用として定着させる過程が残されています。今後、制度化及び運用に携わることになる皆様に対しては、この「最終とりまとめ（案）」の趣旨を最大限酌んでいただき、よい制度をつくり上げていただくことをお願いしたいと思う。【曾我部座長】